

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3-⑳)

政策分野名 【施策名】	漁業経営の安定	担当部局名	水産庁 【企画課/水産経営課/漁業保険管理官/防災漁村課】
政策の概要 【施策の概要】	我が国周辺の「身近な自然の恵み」が国民の食生活等において十分活用されるようにしていくことが重要であり、そのためには、漁業経営の安定的な発展を確保すること等により、我が国の水産物の自給力を維持・強化することが不可欠である。 この中、漁業経営の安定的な発展を確保するため、 ①浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用 ②漁協系統組織の再編整備等の施策を行う。	政策評価体系上の 位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展
政策に関する内閣の重要 政策	<ul style="list-style-type: none"> ・水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2 I 1 浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用 第2 II 2 漁船漁業の安全対策の強化 第2 II 4 漁協系統組織の役割発揮・再編整備等 第2 II 5 融資・信用保証、漁業保険制度等の経営支援の的確な実施 ・農林水産業・地域の活力創造プラン(令和2年12月15日改訂) <ul style="list-style-type: none"> III 10. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2 I [4] 1 . (3) iv) 水産業改革 ・経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2章 3. (5) 輸出を始めとした農林水産業の成長産業化 ・規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> II 3. 成長の加速や地方を含めた経済活性化に資する規制改革 ・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 13. (2) v) 農山漁村における農林水産業以外の多様な分野との連携を通じた新たなビジネスの創出等 	政策評価 実施予定時期	令和5年8月

施策(1)											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		浜プランの実施により、各地域の収入向上とコスト削減に取り組み、漁業所得の向上を目指すとともに、経営として漁業を行う者の大半が漁業収入安定対策事業に加入しつつ、それぞれの経営に合った施策を活用すること等により、より収益性の高い漁業経営を実現することを目指す。また、漁業経営の体質強化、融資・信用保証等の経営支援施策の的確な実施、担い手の確保と人材の育成、安全対策の強化等により、活力ある漁業生産構造の確立を目指す。									
目標① 【達成すべき目標】		浜プランの着実な実施									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度				
ア 各年度の漁業所得 向上目標を達成した 地区の割合	68%	平成 27年度	70%	各年度	70%	70%	70%	70%	70%	F＝一直	【測定指標の選定理由】 水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定)では、浜の活力再生プラン(以下「浜プラン」という。)について、各地域の収入向上とコスト削減の具体的な対策の実施により漁業所得を5年間で10%以上向上させることを目指すこととされている。 これを踏まえ、浜プランを實踐して漁業所得向上に取り組む地区のうち、各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合を測定指標として選定した。
					68%	66%	58%	45%	32%		
	把握の方法		水産庁調査により把握。								
	達成度合いの 判定方法		達成率＝(各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合)／(目標値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】		資源管理・収入安定対策の推進									指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							
	基準年度	目標年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度					
ア 漁業収入安定対策 事業加入漁業者による 漁業生産の割合	-	平成 22年度	90%	令和 4年度	80%	82%	84%	86%	88%	F↑一直	【測定指標の選定理由】 水産資源の持続的利用と漁業経営の安定的な発展を確保することにより、我が国の水産物の自給力を維持・強化していくため、漁業収入安定対策事業に加入する者による漁業生産の割合を測定指標とした。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 24年度を70%とし、毎年2ポイントの増加を目指すとともに、令和4年度に90%とすることを目標値とした。	
					70%	74%	77%	83%	86%			
	把握の方法		水産庁調査により把握。									
達成度合いの判定方法		達成率＝(漁業収入安定対策事業加入漁業者による漁業生産の割合)／(目標値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

目標③ 【達成すべき目標】		担い手の確保									指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							
	基準年度	目標年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	年度ごとの実績値				
ア 新規漁業就業者数	1,867人	平成22年度	2,000人	各年度	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人		F=一直	<p>【測定指標の選定理由】</p> <p>漁業就業者数は、平成20年の22万人から平成28年には16万人に減少し、特に45歳未満の漁業就業者数は、平成20年と比較し約9千人減少している。このような状況の中、漁業を担う人材の円滑な世代交代により、活力ある漁業生産構造を維持するためには、45歳未満の就業者数を全漁業就業者数の45%程度に維持する必要があることから新規漁業就業者数を測定指標とした。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】</p> <p>上記理由から、2,000人の若い漁業就業者を確保することを目標値とした。</p>
					1,971人	1,943人	1,729人	1,707人		令和4年10月頃に把握予定		
	把握の方法		水産庁調査、農林水産省「漁業センサス」により把握。令和3年度実績値については令和4年10月上旬頃把握予定。									
達成度合いの判定方法		達成率=(当該年度の新規就業者数)/(目標値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

イ 漁船の事故隻数	662隻	平成23年～平成27年	587隻未満	令和2年	632隻未満	617隻未満	602隻未満	587隻未満	-	F↓一直	<p>【測定指標の選定理由】 第10次交通安全基本計画(平成28年度～平成32年度)では、我が国周辺水域で発生する船舶事故隻数について、第9次交通安全基本計画期間の船舶事故隻数の年平均(2,256隻)を令和2年(第10次交通安全基本計画の最終年)までに少なくとも2,000隻未満とすることとしている。 これを踏まえ、我が国周辺水域で発生する船舶事故隻数のうち新たな測定指標である「漁船の事故隻数」を測定指標として選定した。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 第10次交通安全基本計画期間において、第9次交通安全基本計画期間の漁船事故隻数(本邦に寄港しない外国籍漁船を除く)の年平均(662隻)を令和2年までに少なくとも587隻未満とすることを目標とする。 (注)交通安全基本計画期間の船舶事故隻数は、本邦に寄港しない外国籍船舶を除く。 (注)根拠とする数値は暦年で計上している。</p>
					533隻	532隻	509隻	494隻	431隻		
	把握の方法	海上保安庁の公式統計「海難の現状と対策」に掲載されている漁船事故隻数(本邦に寄港しない外国籍漁船を含む)から、海上保安庁への聞き取りで得た本邦に寄港しない外国籍漁船を除いた漁船の事故隻数により把握。									
達成度合いの判定方法	A(おおむね有効): 毎年の目標値未満(漁船の事故隻数が減少した)の場合 B(有効性の向上が必要): 毎年の目標値以上であるが、基準値未満の場合 C(有効性に問題): 基準値以上の場合										

施策(2)	漁協系統組織の役割発揮・再編整備等										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	漁業協同組合が今後とも漁業者の生産活動を支えていけるよう、販売事業の強化、信用事業の健全化・効率化等、組織再編を含む漁協の自主的な経営・事業改革を促進する。										
目標① 【達成すべき目標】	漁業協同組合系統(注1)等の再編整備										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
ア 沿海地区漁業協同組合数(出資及び非出資)	945組合	平成30年度	883組合	令和3年度	-	-	941組合	890組合	883組合	S↓-差	<p>【測定指標の選定理由】</p> <p>漁協の組織・事業規模は、総じて零細であり、規模拡大による業務の効率化が喫緊の課題となっている。このため、広域での漁協合併等により経営基盤強化を目指している漁協を支援し、県域で定める合併基本方針に基づく実情に応じた広域での漁協合併を実現させ、漁協の経営基盤を強化することが必要である。</p> <p>これに加え、水産政策の改革として平成30年12月に漁業法等を改正し、漁獲量管理を中心とした新たな資源管理システム、沿岸漁場管理等の導入により資源管理を強化することとしており、漁協が、これらに対応していくためには、経営・事業基盤の強化を迅速に強化することが重要となっている。このため、漁協の広域合併等を一層促進し、迅速に漁協の事業・経営基盤を強化することが必要である。</p> <p>よって、広域合併等による漁協の事業・経営基盤の状況をより直接的に表す沿海地区漁協の組合数を測定指標とした。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】</p> <p>目標値については、広域漁協合併の進捗状況等を勘案し、令和3年度末に漁協数を883組合(△62組合)にすることを目標とした。</p> <p>目標年度については、平成29年に策定された水産基本計画は、概ね5年ごとに見直されることから、現行の水産基本計画の最終年度と見込まれる令和3年度を目標年度とすることにより、次期水産基本計画に合わせて政策分野・施策を見直すことができるようにした。</p>
	把握の方法		水産庁調査により把握。								
	達成度合いの判定方法		$\text{達成率(\%)} = (\text{実績値} - \text{基準値}) / (\text{目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	令和3年 度行政 事業レ ビュー 事業番 号
	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]				
(1) 国立研究開発法人 水産研究・教育機構 に要する経費 (平成13年度) (関連:3-11)	17,371 (17,371)	17,228 (17,228)	17,637 (17,632)	17,461	(1)-③-ア	-	0218
(2) 漁業共済事業実施 費補助金 (昭和39年度) (主)	360 (360)	361 (361)	252 (252)	252	(1)-②-ア	-	0283
(3) 水産金融総合対策 事業 (昭和44年度) (主)	217 (178)	691 (666)	9,858 (8,969) 6,645 (翌年度 繰越)	1,300	(1)-②-ア	-	0284
(4) 水産業改良普及事 業交付金 (昭和58年度)	69 (69)	69 (69)	69 (66)	69	(1)-③-ア	-	0285
(5) 有害生物漁業被害 防止総合対策事業 (平成27年度) (主)	469 (459)	405 (397)	355 (349)	380	(1)-①-ア (1)-②-ア	-	0286
(6) 福祉対策事業 (平成20年度) (主)	200 (200)	200 (200)	180 (180)	180	(1)-③-ア	-	0287

(7)	漁業構造改革総合 対策事業 (平成21年度) (主)	5,360 (5,360) 9,081 (翌年度 繰越)	9,081 (5,293) 7,200 (翌年度 繰越)	16,475 (16,475) 9 (翌年度 繰越)	1,916	(1)-①-ア (1)-②-ア	-	0289
(8)	漁場機能維持管理 事業 (平成21年度) (主)	5,065 (5,065)	5,115 (5,115)	4,115 (4,115)	115	(1)-②-ア	-	0288
(9)	漁業労働安全確保・ 革新的技術導入支 援事業のうち水産業 革新的技術導入・安 全対策推進事業 (平成21年度) (主)	28 (24)	14 (13.5)	10 (9.5)	50	(1)-③-ア	-	0290
(10)	漁業労働安全確保・ 革新的技術導入支 援事業のうち漁船安 全対策推進事業及 び遊漁船安全対策 推進事業 (平成25年度) (主)	16 (16)	15 (15)	18 (11)	6	(1)-③-イ	-	0295
(11)	漁業経営セーフ ティーネット構築事 業 (平成22年度) (主)	3,061 (3,061)	200 (200)	162 (162)	153	(1)-②-ア	-	0291
(12)	漁業収入安定対策 事業 (平成23年度) (主)	11,418 (11,418)	27,984 (27,984)	94,545 (94,545)	20,049	(1)-②-ア	-	0292

(13)	漁業担い手確保緊急支援事業 (令和元年度) (主)	—	100 (翌年度繰越)	100 (100) 104 (翌年度繰越)	—	(1)-③-ア	—	0299
(14)	経営体育成総合支援事業 (平成24年度) (主)	771 (752)	796 (761)	691 (679)	677	(1)-①-ア (1)-③-ア	—	0293
(15)	沖縄漁業基金事業 (平成25年度) (主)	1,750 (1,750)	2,000 (2,000)	3,000 (3,000)	—	(1)-②-ア	—	0294
(16)	【TPP関連事業】 水産業競争力強化緊急事業 (平成27年度) (主)	32,099 (30,845)	26,542 (25,863)	19,000 (17,308)	—	(1)-③-ア	—	0296
(17)	漁協経営基盤強化対策支援事業 (平成29年度) (主)	153 (102)	236 (205)	231 (157)	246	(2)-①-ア	—	0297
(18)	漁船損害等補償制度関係事業 (昭和27年度) (主)	7,743 (5,899)	7,609 (5,519)	7,349 (5,278)	7,181	(1)-②-ア	—	302
(19)	漁業災害補償制度関係事業 (昭和42年度) (主)	8,956 (8,949)	9,830 (9,390)	10,180 (9,739)	10,265	(1)-②-ア	—	303

(20)	水産業成長産業化 沿岸地域創出事業 (平成31年度) (主)	-	618 (553) 9,390 (翌年度 繰越)	10,794 (4,623) 8,604 (翌年度 繰越)	350	(1)-①-ア	-	0298
(21)	浜の活力再生・成長 促進交付金 (平成17年度) (関連: 3-22,24)	5,917の 内数 (4,978の 内数)	6,212の 内数 (5,809の 内数)	3,459の 内数 (3,160の 内数)	2,655の 内数	(1)-①-ア (1)-②-ア	-	0307
(22)	新資源管理導入円 滑化等推進事業 (平成30年度) (主)	1,206 (1,206)	136 (136)	-	-	(1)-②-ア	資源再建計画等に基づく漁獲努力量削減の取組が確実に行われるよう、減船・休漁等に対する支援を実施し、資源に対し過剰な漁船の円滑な退出を図り、資源の適切な管理及び残存漁業者の収益性を確保することが、漁業収入安定対策事業加入漁業者による漁業生産の割合の増加に寄与する。	-
(23)	経営継続補助事業 (令和3年度) (関連: 3-6,20)	-	-	34,640 (34,402)	-	-	-	0126
(20)	水産業労働力確保 緊急支援事業 (令和2年度) (主)	-	-	145 (145) 746 (翌年度 繰越)	-	(1)-③-ア	-	0301
(24)	水産業協同組合法 (昭和23年)	-	-	-	-	(2)-①-ア	漁業者等の協同組織の発達を促進するための措置。 これにより、漁業者等の経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進に寄与する。	-
(25)	漁船損害等補償法 (昭和27年)	-	-	-	-	(1)-②-ア	不慮の事故によって漁船や漁船に積んだ漁獲物等が受けた損失及び他の船に衝突するなどの漁船の運航に伴う不慮の事故により漁業者が負担することとなった費用を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	-
(26)	中小漁業融資保証 法 (昭和27年)	-	-	-	-	(1)-②-ア	中小漁業者等の漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にするための措置。 中小漁業者等に対する債務保証を主たる業務とする漁業信用基金協会の及び独立行政法人農林漁業信用基金がその保証等につき保険を行う制度を確立することにより、中小漁業者等の経営の安定に寄与する。	-

(27)	漁業災害補償法 (昭和39年)	-	-	-	-	(1)-②-ア	自然災害又は不慮の事故によって漁獲が減少した場合や漁具や養殖施設等が壊れた場合に、漁業者が受けた損失を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	-
(28)	漁業協同組合合併 促進法 (昭和42年)	-	-	-	-	(2)-①-ア	適正な事業経営を行うことのできる漁業協同組合を広範に育成し、漁業に関する協同組織の健全な発展に資するための措置。 漁業協同組合の合併についての援助等を行うことにより、漁業協同組合の合併の促進に寄与する。	-
(29)	漁業近代化資金融 通法 (昭和44年)	-	-	-	-	(1)-②-ア	漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするための措置。 国が利子補給を行うことにより、漁業者等の資本装備の高度化、経営の近代化に寄与する。	-
(30)	漁業経営の改善及 び再建整備に関する 特別措置法 (昭和51年)	-	-	-	-	(1)-②-ア	漁業経営の改善、漁業経営の維持が困難な中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要とする資金の融通の円滑化等のための措置。 これにより、効率的かつ安定的な漁業経営の育成に寄与する。	-
(31)	沿岸漁業改善資金 助成法 (昭和54年)	-	-	-	-	(1)-③-ア	沿岸漁業従事者等が自主的に経営の改善等を図ることを促進するため、都道府県が行う無利子貸付事業に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって沿岸漁業の経営の健全な発展等に資することを目的とする。 これにより、担い手の育成及び確保等に寄与する。	-
(32)	遊漁船業の適正化 に関する法律 (平成元年)	-	-	-	-	(1)-③-イ	遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することにより、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、遊漁船の海難事故の防止に寄与するとともに、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	-
(33)	国立研究開発法人 水産研究・教育機構 法 (平成13年)	-	-	-	-	(1)-③-ア	国立研究開発法人水産研究・教育機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定め、中長期目標に定める業務を実施する。 水産基本計画等を踏まえ、農林水産大臣の指示した中長期目標の達成のために行う水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等並びに水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農林水産分野における研究・技術開発等に寄与する。	-
(34)	保険会社等の異常 危険準備金[法人 税:租税特別措置法 第57条の5、第68条 の55] (昭和29年度)	<54> (<56>)	<59> (<58>)	<69> (<60>)	<66>	(2)-①-ア	保険会社又は共済事業を行う協同組合の異常危険準備金を対象とし、積立金を損金算入する措置。(積立率は火災共済が掛金額の2.5%、風水害等共済が9%等。) 異常危険準備金の積立金額の損金算入を認めることにより、毎期の収入から計画的に異常損害損失への備えのための内部留保の充実が図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	-
(35)	中小企業等の貸倒 引当金の特例(法人 税:租税特別措置法 第57条の9、第68条 の59) (昭和41年度)	<95> (<47>)	<76> (<57>)	<56> (<63>)	調査中 8月ごろ把握	(2)-①-ア	中小企業等の貸倒引当金の繰入限度額について、貸倒実績率と法定繰入率の選択適用が認められ、さらに協同組合等はその4%割増しを行う措置。 (※ 割増特例については、2019年3月31日で廃止となったが、割増率を2%ずつ段階的に引き下げていく経過措置が設けられた。) 漁協等の貸倒リスクへの対応力を維持・強化することにより、漁協経営の安定が図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	-

(36)	信用保証協会等 が受ける抵当権の 設定登記等の税率 の軽減[登録免許 税:租税特別措置 法第78条の2の3] (昭和48年度)	<4> (<3>)	<4> (<6>)	<4> (<2>)	(2)	(1)-②-ア	漁業信用基金協会が 抵当権を設定した 場合の登録免許税 の軽減のための 措置。漁業者等の 負担を軽減する ことにより、漁業 者等への円滑な 資金供給に寄与 する。	-
(37)	特定の基金に 対する負担金等 の必要経費算入 の特例[法人税: 租税特別措置法 第66条の11] (昭和50年度)	<0.8> (<0.7>)	<0.6> (<0.1>)	<0.6> (<0.4>)	<0.6>	(1)-②-ア	長期の事業を行 う特定の基金に 支出する負担金 又は掛金の必要 経費又は損金へ の算入のための 措置。債務保証 の弁済能力の充 実により、漁業 者等への円滑な 資金供給に寄与 する。	-
(38)	輸入農林漁業 用A重油に 対する石油石 炭税の免税措 置[石油石炭 税:租税特別 措置法第90 条の4] (昭和53年 度)	<132> (<174>)	<154> (<235>)	<204> (<235>)	<216>	(1)-②-ア	輸入漁業用A 重油に 対する石油石 炭税の免税措 置。本特例措 置を講ずること により、漁業 用A重油に係 る税負担が 軽減され、漁 業経営の安 定、水産物の 安定供給に 寄与する。	-
(39)	国産農林漁 業用A重油 に 対する石油石 炭税の還付措 置[石油石炭 税:租税特別 措置法第90 条の6] (平成元年 度)	<2,576> (<2,388>)	<2,520> (<2,296>)	<2,414> (<2,316>)	<2,332>	(1)-②-ア	国産漁業用A 重油に 対する石油石 炭税相当額を 製造業者に 還付する。本 特例措置を 講ずること により、漁 業用A重油 に係る税 負担が 軽減され、 漁業経営 の安定、 水産物の 安定供給 に寄与 する。	-
(40)	中小企業者 等が機械等 を取得した 場合等の特 別償却又は 税額の特別 控除[所得 税・法人税: 租税特別 措置法第10 条の3、第 42条の6、 第68条の 11] (平成10年 度)	<74> (<51>)	<60> (<251>)	<123> (<98>)	調査中 8月ごろ 把握	(2)-①-ア	漁協が設備 投資をする 場合におい て、当該設 備の取得価 格の30%の 特別償却又 は7%の税 額控除の選 択適用を行 う措置。漁 協等が行 う近代化・ 合理化に 向けた設 備投資の 支援を通 じ、水産 業の体質 強化が 図られ、 地域経済 の活性化 及び漁 業経営 の安定 化に寄 与する。	-

(41)	農林中央金庫等の合併に係る課税の特例(法人税:租税特別措置法第68条の2) (平成13年度)	<321> <0>	<1,359> <0>	<568> <284>	調査中 8月ごろ把握	(2)-①-ア	漁協が一定の要件を満たした合併を行う場合には適格合併とみなし、資産の簿価引継や欠損金の損金算入を行う措置。 漁協合併が促進され、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	-
(42)	軽油引取税の課税免除の特例[軽油引取税:地方税法附則第12条の2の7] (平成21年度)	<10,601> <10,178>	<10,178> <11,343>	<11,343> <10,771>	<10,771>	(1)-②-ア	漁業用軽油に対する軽油引取税の免税措置。 本特例措置を講ずることにより、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。	-
(43)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)[所得税・法人税:租税特別措置法第10条の5の2、第42条の12の3、第68条の15の4] (平成25年度)	<13> <0>	<12> <8>	<8> <1>	-	(2)-①-ア	青色申告書を提出する漁業者等で、漁業協同組合等から経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、建物附属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できる特例措置。 漁業者等が行う水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、漁業者等の経営の安定化・活性化に寄与する。 本税制措置は令和3年3月31日で廃止された。	-
政策の予算額[百万円]		96,312 <5,917>	109,230 <6,212>	229,806 <3,459>	60,650 <2,655>	参照URL	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/index.html	
政策の執行額[百万円]		93,084 <4,978>	101,969 <5,809>					

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	令和3年 度行政 事業レ ビュー 事業番 号
	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】 共同利用漁船等復 旧支援対策事業 (平成24年度)	228 (106)	287 (213)	287 (61)	132	-	-	復-0108
(2) 【参考:復興庁より】 漁業者・漁協等への 無利子・無担保・無 保証人融資事業 (平成24年度)	1,889 (1,584)	1,545 (1,458)	1,514 (1,387)	1,446	-	-	復-0109
(3) 【参考:復興庁より】 漁業経営体質強化 機器設備導入支援 事業 (平成24年度)	66 (66)	82 (82)	68 (68)	39	-	-	復-0110
(4) 【参考:環境省より】 地球環境保全試験 研究費 (平成13年度)	3.7 (3.0)	5.6 (5.5)	5.3 (5.0)	5.3	-	-	環-0104
					参照URL	https://www.maff.go.jp/i/budget/review/r3/index.html	

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

(注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	漁業協同組合系統組織	水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づき設立された漁業協同組合並びに都道府県段階及び全国段階等の連合会に至る協同組織。単に「漁業協同組合」という場合は「沿海地区漁業協同組合(沿海地区漁協)」を指す。
----	------------	---